

所コ推第181号
平成20年3月21日



所沢市代表監査委員
阿部 武志 様

所沢市長 当摩 好子

監査の結果に基づく措置について（通知）

平成20年2月20日付け所監第102号で報告のあった監査の結果について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果に基づく措置

部・課名 等	市民経済部 市民相談課
<p>〔監査結果の内容〕</p> <p>有料道路使用料については職員により立替払いがされている。今後は地方自治法第232条の5及び所沢市会計規則第46条に則り、厳正に予算執行されたい。</p>	
<p>〔講じた措置の内容〕</p> <p>立替払いについては、所属長から厳重に注意をするとともに、他の職員にも再発の防止について、さらなる指導を徹底しました。</p> <p>また、今後予算の執行にあたっては、出張者と庶務担当者が経路及び駐車場について確認し合い、遺漏のないよう努めます。</p>	

監査の結果に基づく措置

部・課名 等	市民経済部 市民課
<p>[監査結果の内容]</p> <p>現金取扱員から所属出納員に提出する現金取扱員収納調書の記載や確認等に不備が見受けられたので、現金取扱員、出納員の確認欄を設けるなど、チェック体制を明確にし、適正に事務処理されたい。</p> <p>(市民課 (駅サービスコーナー))</p>	
<p>[講じた措置の内容]</p> <p>現金取扱員収納調書の作成にあたっては、その根拠となる日計表の作成をメモ的なものにせず、現金取扱員、出納員の確認欄を設け、二重チェック体制を明確にしました。</p>	

監査の結果に基づく措置

部・課名 等	市民経済部 国保年金課
<p>〔監査結果の内容〕</p> <p>国民健康保険税の徴収事務における公金の取扱いについては、より厳重な管理体制を速やかに確立し、適正に事務処理されたい。</p>	
<p>〔講じた措置の内容〕</p> <p>国民健康保険税の徴収事務における公金取扱の管理体制につきまして、下記のとおり確立いたしました。</p> <p>(1) 納付書を改ざん防止用に変更</p> <p>3枚複写式の納付書を通常記入すると紫色で表記されるが、2枚目（領収書）を抜いて記入すると青色で表記される様式に変更いたしました。</p> <p>(2) 職員及び収納員の指導</p> <p>①再発防止に向け、催告書の発送を増やし、納税者の未納と納付の確認を行ってまいります。</p> <p>②今回の不祥事を踏まえて、改めて職員及び収納員に対し指導してまいります。</p> <p>ア 管理監督者は職員及び収納員の指導・監督を行ない、服務規律等については絶えず職員及び収納員に注意を喚起してまいります。</p> <p>イ 特に現金の取扱いを伴う事務については、厳重なチェックを行ってまいります。</p> <p>ウ 市民と信頼関係を回復するよう職員及び収納員の教育を徹底してまいります。</p>	